

夕張市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、夕張市ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載に関し、夕張市広告掲載要綱（平成19年12月26日施行。以下「要綱」という。）及び夕張市広告掲載基準（平成19年12月26日施行。以下「広告掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 掲載する広告は、ホームページに表示される広告画像で広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するバナー広告（以下「広告」という。）とする。

2 広告主は、広告を変更しようとする場合にあって総務課長が認めるときは、広告を変更することができる。ただし、同一の広告を2ヵ月以上掲載した場合とする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置はホームページのくらしの情報トップページとし、総務課長が指定した位置とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告主がくらしの情報トップページ以外のページ（以下「他のページ」という。）へ広告を掲載しようとする場合であって、総務課長が特別の理由があると認めるときは、他のページに広告を掲載することができる。

(広告の枠数、広告掲載料、規格及び制限等)

第4条 掲載する広告の枠数、広告掲載料、規格及び制限等は、次のとおりとする。

(1) くらしの情報トップページにおける広告枠数は、最大12枠とする。

(2) 広告掲載料

ア くらしの情報トップページ 1枠 月額（税込み）

イ 複数月で掲載の場合は、長期割引とする。ただし、長期割引は、連続3ヵ月以上掲載する場合に適用する。

	市内に事業所等を有するもの	左記以外のもの
1ヵ月以上2ヵ月以下の場合	10,000円	15,000円
3ヵ月以上5ヵ月以下の場合	9,500円	14,250円
6ヵ月以上11ヵ月以下の場合	9,000円	13,500円
12ヵ月の場合	8,000円	12,000円

ウ 2年目以降の長期割引は、次のとおりとする。

	市内に事業所等を有するもの	左記以外のもの
2年目（13ヵ月以上24ヵ月以下の場合）	7,500円	11,000円
3年目（25ヵ月以上36ヵ月以下の場合）	7,000円	10,000円
4年目（37ヵ月以上48ヵ月以下の場合）	6,500円	9,000円
5年目以降（49ヵ月以上の場合）	6,000円	8,000円

エ 複数の広告を同時に掲載する場合は、2個目以降の広告を割引とする。ただし、途中で追加の場合は認めない。

	2個目	3個目	4個目
割引率	10%	20%	30%

オ 複数割引と長期割引を併用する場合は、長期割引適用後の料金に対して複数割引を適用

する。

(3) 規格（1 枠につき）

ア 縦 80 ピクセル×横 230 ピクセルとする。

イ 15 キロバイト以内とする。

ウ GIF 形式とする。

(4) 次の表現を含んだものは、禁止する。

ア Java 及び JavaScript を使用したもの

イ 高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのような表示イメージのもの

ウ ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの

エ 夕張市の事業、夕張市が推奨する事業又はそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの

オ 透過色を用いたもの

(広告の掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、広告主が希望する日から 1 ヶ月単位で最長 5 年とし、更新を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総務課長が特別の理由があると認めるときは、同項の期間に満たない掲載を行うことができる。

3 広告掲載開始日及び広告掲載終了日が夕張市の休日を定める条例(平成 2 年条例第 28 号)第 1 条に規定する休日に当たる場合は、総務課長が別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第 6 条 広告を掲載しようとする者（以下「申込み者」という。）は、夕張市広告掲載申込書（様式第 1 号）に掲載しようとする広告の画像及びリンク先アドレス等の必要な事項を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、広告掲載する旨決定したときは、夕張市広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により、広告掲載しない旨決定したときは、夕張市広告非掲載決定通知書（様式第 3 号）により申込み者に通知するものとする。

(広告原稿の提出)

第 7 条 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、夕張市が指定する期日までに、広告の画像データを提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 8 条 次の各号に該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき。

(3) 広告主のホームページが事前の連絡がなく閉鎖されたとき。

(4) 広告主のホームページの内容が変更され、広告掲載基準第 3 条の規定に該当と判断したとき。

(5) 広告原稿が、審査、決定された広告案と著しく相違するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を行うことが適当でないとき。

(広告掲載期間の延長)

第 9 条 広告掲載期間内に夕張市の都合で一時的にホームページを閉鎖した場合は、当該閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、当該閉鎖を行った期間が 1 日に満たない場合であっても掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により夕張市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて広告掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日に満

たない場合にあつては広告掲載期間の延長は行わない。

3 前2項における広告掲載期間を延長する日数の算定にあつては、24時間に満たない端数の時間は切り捨てるものとする。

(協議)

第10条 基準等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、夕張市及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は総務課長が定める。

附則

この基準は、平成19年12月26日から施行する。

附則（平成20年5月7日一部改正）

この基準は、平成20年5月7日から施行する。

附則（平成21年4月20日一部改正）

この基準は、平成21年4月20日から施行する。

附則（平成22年3月2日一部改正）

この基準は、平成22年3月2日から施行する。

附則（平成22年12月7日一部改正）

この基準は、平成22年12月7日から施行する。

附則（平成25年5月1日一部改正）

この基準は、平成25年5月1日から施行する。

附則（平成29年3月31日一部改正）

この基準は、平成29年3月31日から施行する。

附則（令和元年6月18日一部改正）

この基準は、令和元年6月18日から施行する。